

高山市いじめ防止基本方針(素案)

年 月

高山市教育委員会

目 次

はじめに
1 いじめ問題に対する基本的な認識
(1) 基本理念
(2) いじめの定義
(3) 基本認識
(4) 市としての指導・支援の構え
(5) 学校への指導内容
2 いじめの未然防止のための対応
(1) 学校としての対応
(2) 市としての対応
3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組
(1) 学校としての対応
(2) 市としての対応
4 いじめ防止の為の組織の設置
(1) 学校としての対応
(2) 市としての対応
5 いじめ問題発生時の対応
(1) 学校としての対応
(2) 市としての対応
6 「重大事態」と判断された時の対応
(1) 学校の対応
(2) 市の対応
7 その他の留意事項

高山市いじめ防止基本方針（素案）

高山市基本方針 年 月 日策定

いじめの問題に対する基本的な認識

（１）基本理念

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童・生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。

高山市民においてもいじめ撲滅への決意は強く、こうした社会の願いのもと、学校では、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「高山市いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本市におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を目指すものである。

（２）いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜一定の人間関係＞とは

同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている集団や組織内における人と人との関係をいう。

＜物理的な影響を与える行為＞とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても見えない所で被害が発生していることもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(3) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、傍観者の存在にも注意を払う必要がある」

(4) 市としての指導・支援の構え

- ・市は、いじめの防止に関する基本的な方針（本方針）を定め、いじめの防止または解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する。
- ・市は、学校におけるいじめの実態把握に努め、いじめの報告を受けたときは、学校への支援を的確かつ迅速に実施し、いじめ防止への必要な措置を講じる。
- ・市は、いじめの防止及び、いじめの解決に向けて学校、地域住民、関係諸機関との連携を強化し、必要な体制の整備に努める。

(5) 学校への指導内容

- ・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

いじめの未然防止のための対応

(1) 学校としての対応

①魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童生徒が大切な学級・学校の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営・学校経営を充実する。
- ・いじめを見逃さず、学級活動はもとより児童会や生徒会活動等でも適時取り上げ、児童生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

②「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という児童生徒を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している児童生徒への指名のみならず、挙手がない児童生徒への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

③生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・「特別の教科道徳」の時間を要としながら、すべての教育活動の中で道徳教育を推進し、積極的に「いじめ問題」についても取り扱う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実する。

④全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
 - ア：児童生徒に自己存在感を与える
 - イ：共感的な人間関係を育成する
 - ウ：自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会や生徒会が計画・運営する児童生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。
- ・保護者や警察等関係諸機関と連携し、未然防止策について検討すると共に、問題への対処等、組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑥年間指導計画の作成によるいじめ対策の推進

- ・年間指導計画の中に職員研修等を位置づけ、いじめの未然防止に計画的に取り組む。以下に示す例を参考に、各校の実態に応じていじめ未然防止の取り組みを位置づけると共に、早期発見・早期対応についての取り組みも明記する。

月	取組内容 (例)	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・学校運営協議会等で「方針」説明 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で「方針」説明(保護者向けネットいじめ研修を含む) ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む) ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会(児童会・生徒会主催によるいじめ防止の取組について) ・児童生徒向けネットいじめ研修① ・いじめアンケート(無記名式)の実施、教育相談の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・高山市生徒会サミットに対しての働きかけ ・Webページ等による取組経過等の報告 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(前期の取組の評価) ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・学年会(いじめ防止対策の取組についての中間交流) ・学校評議員会 ・「ストップ!いじめ宣言」強化月間 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(無記名)の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策の取組) ・児童生徒向けネットいじめ研修② 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(児童会・生徒会のいじめ防止対策の発表) ・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流) 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名・無記名選択式)と教育相談の実施 ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会・生徒会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・学校運営協議会等での報告 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」(後期及び1年間の評価) 	第3回県いじめ調査

・学校だより等による次年度の取組等の説明	(国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ
----------------------	-------------------------

(2) 市としての対応

- ・「高山市教育大綱」の「特に意識してすすめるべき点」の中に「子どもの人権を尊重し、虐待やいじめをなくすこと」を明記し、市全体として、いじめ問題に取り組んでいく。
- ・すべての教育活動を通じ、体験活動を重視し、道徳教育や人権教育、特別支援教育を推進・充実させ、豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るよう指導する。
- ・「ひびきあいの日」を充実させ、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会とし、いじめの未然防止を図る。また、児童・生徒会サミットを位置づけ、各校の取り組みについて交流し、市全体として人権感覚を向上させる取り組みを広げていく。
- ・高山の教育「郷土教育」を推進し、地域の方との交流を進めたり、地域への貢献活動を位置づけたりすることで、地域の方との心のふれあいを大切に、心温まる高山市づくりを目指す。
- ・「高山市小中高特生徒指導連絡協議会」、「高山市学校警察連絡協議会」等の開催を通じて、学校・家庭・地域が連携・協力して「あったかい言葉かけ運動」や「MS J リーダーズ」などの取り組みを充実させ、社会に広がる心の交流を推進する。
- ・「高山市いじめ対策問題協議会」「高山市生徒指導連携協議会」の開催を通じて、警察、子ども相談センター等他機関と連携しながら、いじめ問題の未然防止策や早期発見・早期対応策について共通理解を図る。

いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) 学校としての対応

① アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・アンケートは5年間の保管とし、いじめ等の問題が発生した際には、過去のアンケートにさかのぼって、いじめの背景にある人間関係や本人の心の変容について目を向け指導にあたる。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ防止の為の組織の設置」参照）で学校の状況等を

確認し、対策を検討する。

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

②教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童・生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

③教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修の充実を図る。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

④保護者・地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題が複雑に発展することがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・子ども教育参画会議、学校運営協議会等、地域と連携する場を活用し、いじめ問題について、学校の現状を伝えたり、いじめに関する協議を行ったりする機会を積極的に計画し、いじめ問題について地域ぐるみの取り組みが展開できるようにする。

⑤関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と

行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

(2) 市としての対応

- ・各学校におけるいじめの認知件数や対応状況について点検を行い、いじめの早期発見の充実を目指す。
- ・アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細やかな実態把握、早期発見と適切な対応等を促す。
- ・いじめ問題等の発生時には必要に応じて各学校における解決に向けた具体的な指導や助言を行う。
- ・いじめ等における児童生徒の悩みに関する相談・支援の充実を図る。
- ・児童生徒やその保護者、教職員に対して、県や飛騨地区の各種相談窓口について周知徹底を図ると共に、高山市教育委員会教育研究所内において、適応指導教室「であい塾」を開設し、電話や通所による教育相談窓口を開設したり、専門の相談員による定期相談を実施したりする。また教育委員会事務局内に「いじめ SOS ダイアル」を開設し、広くいじめ問題に応える体制を築き、学校と連携しながらいじめ問題の解消に向けて取り組む。
- ・各種相談に応じて、子ども発達支援センターや子ども相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察等、必要に応じて関係諸機関と連携・協力し、適切な援助を求める。

いじめ防止の為の組織の設置

(1) 学校の対応

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、各学校は以下の委員（参考）により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー 等
スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等

(2) 市の対応

法：第14条

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- ・市は、法の要旨を踏まえた会議体として、「いじめ問題対策協議会」を位置づける。
- ・「いじめ問題対策協議会」は市内小中学校、岐阜県警察、民生児童委員協議会、主任児童委員会等、機関の関係者により構成され、年間2回程度、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について協議する。

いじめ問題発生時の対応

(1) 学校の対応

いじめの発見・通告を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにかつ丁寧に事実確認や情報収集を行う。事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、今後の指導方針と見通しを決定する。

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策委員会」において事案に対する学校としての指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行い、組織的に情報共有を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧でかつ速やかな把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではなく、いじめの状況に応じて対応する。

（２）市としての対応

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まないよう組織で対応し、速やかにかつ丁寧に情報収集や事実確認を行うよう指導助言を行う。
- ・ 報告を受けた内容については、教育委員会内で情報共有を行い、重大事態かどうかの判断について指導助言する。（重大事態については次項にて明記する）
- ・ 学校の要望に応じ、子ども発達支援センターや子ども相談センター、警察等の関係諸機関との連携がスムーズに行われるよう、情報を提供したり、連携の場を設定したりする。

「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

○児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、申立てを重視し、速やかにかつ丁寧に調査を行うものとする。

(1) 学校の対応

- ①学校は、重大事態が発生したと判断した場合、市教育委員会を通じて、市長に報告する。この際、学校に不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向きあい、知り得た事実については、正しく報告しなければならない。
- ②調査の主体が学校と判断された場合、学校の「いじめ未然防止・対策委員会」に外部の専門家を加えた調査組織により、当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査を実施する。事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、どこで、誰から行われ、どの様な内容であったか、いじめを生んだ背景事実や児童生徒の人間関係についてまでを網羅する必要がある。また併せて学校職員がどの様に対応したのかについても可能な限り明らかにする必要がある。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかにかつ丁寧に調査することに重きを置く。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会を通じ総合教育会議へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目指す。
- ⑤調査結果が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢で調査する。
- ⑥調査結果を提供する際には、高山市個人情報保護条例にも留意し、適切に提供する。

(2) 市としての対応

- ①学校からいじめの報告を受ける中で、重大事態につながる案件については、市教育委員会が市長へ報告するとともに総合教育会議の開催を要請する。
また、いじめを要因として相当な期間欠席をしている場合については、30日を目安に重大事態と判断するが、欠席日数が20日を超えた時点で市長に報告するものとする。
- ②要請を受けて開催された総合教育会議において、重大事態に対する調査主体を「学校いじめ未然防止・対策委員会」か「児童生徒等の重大事態調査委員会」のいずれかにするか判断する。
- ③「児童生徒等の重大事態調査委員会」は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者では無い者の参加を図り、公平性・中立性を図る。

- | | |
|--------------|------------|
| ・法律（顧問弁護士） | ・教育（学識経験者） |
| ・医療（精神科医） | ・心理（臨床心理士） |
| ・福祉（児童福祉専門職） | |

- ④「学校いじめ未然防止・対策委員会」又は「児童生徒等の重大事態調査委員会」が実施した調査報告は、教育総合会議に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、高山市個人情報保護条例にも留意し、適切に提供する。

その他の留意事項

(1) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

(2) 個人情報等の取り扱い

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、学校におけるアンケート等は5年間保存する。なお、各学校のいじめ防止基本方針に明記する。